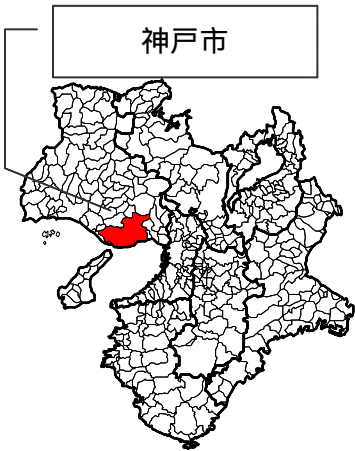


国際みなと経済特区

都道府県名：	兵庫県	
申請主体名：	神戸市	
区域の範囲：	神戸市の区域の一部(ポートアイランド、六甲アイランド、三宮地区、東部新都心地区及びその他の臨港地区)	

特区の概要：

神戸のアイデンティティである「港」と「港」に連なるまちの活性化を加速させ、賑わいのある「みなと」を再生するため、神戸モデルとして、特区の中に ロジスティクスハブ拠点、総合静脈物流拠点（リサイクルポート）、国際経済拠点の3つの拠点を置き、拠点ごとの相乗作用により、神戸経済全体の底上げと高度化、活性化を図る。

- 適用される規制の特例措置：
- ・外国人研究者受入れ促進
 - ・外国人の入国、在留申請の優先処理
 - ・臨時開庁手数料の軽減
 - ・税関の執務時間外における通関体制の整備



神戸港全景



コンテナターミナル（夜間荷役）